

資料

ドイツ国際刑法典 全訳

(関連規定含む——二〇一七年一月一日現在)

フリリップ・オステン
久保田 隆 訳

〔訳者まえがき〕

以下に掲載するのは、ドイツの「国際刑法典」(Volkerstrafgesetzbuch: VStGB)⁽¹⁾の翻訳である。ドイツは二〇〇二年の国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) 規程の発効に合わせて、ICCの対象犯罪を国内法化するために同法典を制定した。その後、ICC規程の侵略犯罪関連規定が二〇一〇年六月に採択されたことを契機に(二〇一七年以降発効予定)、ドイツでも侵略犯罪を国内法化するための国際刑法典改正作業が行われ、二〇一六年二月二日に同改正法が公布された(翌二〇一七年一月一日施行)。本翻訳では、同改正後の国際刑法典の全条文、ならびに、刑法典⁽⁴⁾および刑事訴訟法⁽⁵⁾における関

連規定を訳出することにより、ドイツがICC対象犯罪をどのように国内法化してきたのかを明らかにするための資料を提供するものとする。

国際刑法典の翻訳にあたっては、ICC規程の英語正文⁽⁶⁾、ドイツ官報 (Bundesgesetzblatt) 掲載のICC規程ドイツ語公定訳⁽⁷⁾、日本外務省によるICC規程日本語公定訳⁽⁸⁾なども参考とした。訳出にあたっては、国際刑法典の文言とICC規程および関連国際条約(ジュネーブ諸条約など)のドイツ語公定訳の文言とが一致する場合には、原則として、ICC規程などの日本語公定訳の文言に依拠した。また、国際刑法典中、ドイツ刑法典においても用いられている文言については、法務省大臣官房司法法制部司法法制課

『法務資料第四六一号 ドイツ刑法典(二〇〇七年)を参照した。さらに、文言が一義的でなく、訳出にあたって特に解釈を要する条文に関しては、国際刑法典に関する(現時点で)唯一の注釈書である *Wolfgang Joicks/Klaus Mießbach* (Hrsg.), *Münchener Kommentar zum Strafgesetzbuch, Band 8: Nebenstrafrecht III/VStGB, 2. Aufl., München 2013* の該当箇所などを参照した。なお、訳文中、傍線の部分は、二〇一六年二月の法改正の内容を反映させた箇所であり、亀甲括弧による補足は訳者らによるものである。

刑法典および刑事訴訟法の関連規定の訳出にあたっては、それぞれ、前記『法務資料第四六一号 ドイツ刑法典』および法務省大臣官房司法法制部『法務資料第四六〇号 ドイツ刑事訴訟法典』(二〇〇一年)を参照した。さらに、刑事訴訟法の関連規定(第二五三条f)に関して、訳出にあたって特に解釈を要すると思われる文言に関しては、*Bertram Schmitt*, in: *Lutz Meyer-Göbner/Bertram Schmitt, Strafprozessordnung, 59. Aufl., München 2016, § 153f*などを参照した。

なお、国際刑法典の具体的内容および近時の適用事例などに関しては、本号一頁以下掲載の拙稿を併せて参照されたい。

国際刑法典

第一章 一般規定

第一条 適用範囲

この法律は、この法律に定める国際法に対する犯罪行為のすべてに適用し、第六条から第十二条までに定める行為については、行為が国外で行われ、かつ、内国との関連性を有しない場合であっても、この法律を適用する。国外で行われた第一三条に定める行為については、行為者がドイツ国民であり、又は行為がドイツ連邦共和国に向けられている場合には、犯罪地の法にかかわらず、この法律を適用する。

第二条 一般法の適用

この法律に定める行為には、この法律の第一条、第三条から第五条まで及び第一三条第四項に特別の規定がない限り、一般刑法が適用される。

第三条 指揮又は命令に基づく行為

軍の指揮又はこれと同等の実質的な拘束力を有する命令を

実行するにあたって第八条から第十五条までに定める行為を行った者は、その指揮又は命令が違法であることを認識しておらず、かつ、その指揮又は命令の違法性が明白でなかった場合には、責任なく行為したものとす。

第四条 軍の指揮官及びその他の上官の責任

(一) 自己の部下がこの法律に定める行為を行うことを防止しなかった軍の指揮官又は文民の上官は、部下によって行われた行為の正犯と同様に処罰する。この場合、刑法典第一三条第二項⁹⁾の規定は、適用しない。

(二) 軍隊において実質的な指揮又は権限及び管理を行使する者も、軍の指揮官と同様とする。非軍事的組織又は企業において、実質的な権限及び管理を行使する者も、文民の上官と同様とする。

第五条 時効の不適用

この法律に定める重罪の訴追及び重罪について言い渡された刑の執行には、時効を適用しない。

第二章 国際法に対する罪

第一節 集団殺害犯罪及び人道に対する犯罪

第六条 集団殺害犯罪

(一) 国民的、人種的、宗教的又は民族的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって、

一. 当該集団の構成員を殺害した者、

二. 当該集団の構成員の身体又は精神に対して、特に刑法典第二二六条¹⁰⁾に定める性質の、重い害を与えた者、

三. 当該集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすのに適した生活条件を課した者、

四. 当該集団内部の出生を妨げる措置をとった者、

五. 当該集団の児童を他の集団に強制的に移した者は、終身自由刑に処する。

(二) 前項第二号から第五号までのうち、犯情があまり重くない事案では、五年以上の自由刑を科する。

第七条 人道に対する犯罪

(一) 文民たる住民に対する攻撃であつて広範又は組織的なものの一部として、

一. 人を殺害した者、

二. 住民の全部又は一部を破壊する意図をもって、当該住民又はその一部に対して、その全部又は一部の破

- 壊をもたらずのに適した生活条件を課した者、
- 三、人身取引を、特に女性若しくは児童を対象として行つた者、又はその他の態様で人を奴隷化し、かつ、その者に対する所有権を不当に主張した者、
- 四、合法的にある地域に所在する者を、国際法の一一般的な規則に違反して、退去又はその他の強制措置を通じて、他の国又は他の地域に移動させることにより、その者を追放し、又は強制的に移送した者、
- 五、自己の抑留下にあり、又はその他の態様で自己の支配下にある者に対して、専ら国際法上許容されている制裁から生じたものではない著しい害若しくは苦痛を身体若しくは精神に与えることにより、その者を拷問した者、
- 六、他人に対して性行為を強要し、若しくは強姦し、売春を強要し、生殖能力を剝奪し、又は住民の民族的な組成に影響を与える意図をもって、強制を用いて妊娠させられた女性を監禁した者、
- 七、人を長期間法律の保護の下から排除する意図をもつて、
- a) 国若しくは政治的組織の委託若しくは承認を受けて、その者を拉致し、若しくはその他の重大な態様で身体の自由を剝奪することであつて、その後、照会に対して、その者の消息及び所在に関する情報が遅滞なく真実に即して提供されないこと、又は
- b) 国若しくは政治的組織の委託を受けて、若しくは法的義務に反して、本号 a に定める要件に従つて身体の自由が剝奪されている者の消息及び所在に関する情報を遅滞なく提供することを拒否し、若しくはそれらに関する虚偽の情報を提供すること
- 八、他人の身体又は精神に対して、特に刑法定第二二六条に定める性質の、重い害を与えた者、
- 九、国際法の一一般的な規則に違反して、重大な態様で人の身体、自由を剝奪した者、又は
- 三〇、政治的、人種的、国民的、民族的、文化的若しくは宗教的な理由、性に係る理由、又はその他国際法の一一般的な規則の下で許容されないことが認められている理由に基づいて、識別可能な集団若しくは共同体から基本的人権を剝奪し、又はこれを本質的に制限することにより、その集団又は共同体を迫害した

者

は、第一号及び第二号の事案では、終身自由刑に処し、第三号から第七号までの事案では、五年以上の自由刑に処し、第八号から第一〇号までの事案では、三年以上の自由刑に処する。

(二) 前項第二号のうち、犯情があまり重くない事案では、五年以上の自由刑を科し、同項第三号から第七号までのうち、犯情があまり重くない事案では、二年以上の自由刑を科し、同項第八号及び第九号のうち、犯情があまり重くない事案では、一年以上の自由刑を科する。

(三) 行為者が、第一項第三号から第一〇号までの行為によつて人を死亡させた場合には、同項第三号から第七号までの事案では、終身自由刑又は一〇年以上の自由刑を科し、同項第八号から第一〇号までの事案では、五年以上の自由刑を科する。

(四) 前項のうち、犯情があまり重くない事案では、第一項第三号から第七号までの行為の場合には、五年以上の自由刑を科し、同項第八号から第一〇号までの行為の場合には、三年以上の自由刑を科する。

(五) 一の人種の集団を他の人種の集団が組織的に抑圧し、及び支配する制度化された体制を維持する意図をもつて、

第一項の重罪を行った者は、その行為につき同項又は第三項によつてより重い刑が定められていない限り、五年以上の自由刑に処する。犯情があまり重くない事案では、その行為につき第二項又は第四項によつてより重い刑が定められていない限り、三年以上の自由刑を科する。

第二節 戦争犯罪

第八条 人に対する戦争犯罪

(一) 国際的な又は非国際的な武力紛争との関連において、一、国際人道法に基づいて保護されるべき人を殺害した者、

二、国際人道法に基づいて保護されるべき人を人質にとつた者、

三、国際人道法に基づいて保護されるべき人に対して、特に拷問し、又は身体を切断することを通じて、身体又は精神に著しい害又は苦痛を与えることによつて、その者を残虐に、又は非人道的に扱つた者、

四、国際人道法に基づいて保護されるべき人に対して、性行為を強要し、若しくは強姦し、売春を強要し、生殖能力を剝奪し、又は住民の民族的な組成に影響

を与える意図をもって、強制を用いて妊娠させられた女性を監禁した者、

五、一五歳未満の児童を軍隊に強制的に徴集し、若しくは軍隊若しくは武装集団に志願に基づいて編入し、又は敵対行為に積極的に参加させるために使用した者、

六、国際人道法に基づいて保護されるべき人であつて、合法的にある地域に所在する者を、国際法の一般的な規則に違反して、退去又はその他の強制措置を通じて、他の国又は他の地域に移動させることにより、その者を追放し、又は強制的に移送した者、

七、国際人道法に基づいて保護されるべき人に対して、国際法上必要とされる裁判上の保障が与えられる公正な正規の裁判において有罪判決を下すことなく、著しく重い刑、特に死刑若しくは自由刑を言い渡し、又は執行した者、

八、国際人道法に基づいて保護されるべき人を、
 a) 事前に自発的かつ明示の承諾がなされておらず、若しくは医学的に必要不可欠でもなく、その者の利益のためになされるでもない実験をその者に対して行うこと、

b) 一般に受け入れられている医療上の基準に適合し、治療を目的として行われる血液若しくは皮膚の採取ではなく、また、その者が事前に自発的かつ明示の承諾をしていない場合に限り、移植を目的としてその者から組織又は器官を摘出すること、又は

c) 医学的に必要不可欠でなく、かつ、その者が事前に自発的かつ明示の承諾をしていない場合に、その者に対して医学的に受け入れられない治療方法を用いること

によつて、死の危険又は重い健康障害の危険に晒した者、又は

九、国際人道法に基づいて保護されるべき人に対して、重大な態様で、侮辱的な又は体面を汚す待遇をした者

は、第一号の事案では、終身自由刑、第二号の事案では、五年以上の自由刑、第三号から第五号までの事案では、三年以上の自由刑、第六号から第八号までの事案では、二年以上の自由刑、第九号の事案では、一年以上の自由刑に処する。

(二) 国際的な又は非国際的な武力紛争との関連において、

敵対する軍隊の構成員又は敵対する紛争当事者の戦闘者を、その者が無条件に投降し、又はその他の理由により戦闘外に置かれた後に負傷させた者は、三年以上の自由刑に処する。

(三) 国際的な武力紛争との関連において、

一. 第六項第一号にいう保護される人を違法に監禁し、

又はその帰還を不当に遅延させた者、

二. 占領国の構成員として、その占領地域に自国の文民たる住民の一部を移送した者、

三. 第六項第一号にいう保護される人を、暴行を用いて、

又は重大な害悪を加える旨の脅迫によって、敵国の

軍隊における服務を強要した者、又は

四. 敵対する紛争当事者の構成員を、暴行を用いて、又

は重大な害悪を加える旨の脅迫によって、その本国

に対する軍事行動への参加を強要した者

は、二年以上の自由刑に処する。

(四) 行為者が、第一項第二号から第六号までの行為に

よって被害者を死亡させた場合には、同項第二号の事案で

は、終身自由刑又は一〇年以上の自由刑を科し、同項第三

号から第五号までの事案では、五年以上の自由刑を科し、

同項第六号の事案では、三年以上の自由刑を科する。同項

第八号の行為によって死亡させ、又は重い健康障害を引き起こした場合には、三年以上の自由刑を科する。

(五) 第一項第二号のうち、犯情があまり重くない事案で

は、二年以上の自由刑を科し、同項第三号及び第四号並び

に第二項のうち、犯情があまり重くない事案では、一年以

上の自由刑を科し、第一項第六号及び第三項第一号のうち、

犯情があまり重くない事案では、六月以上五年以下の自由

刑を科する。

(六) 国際人道法に基づいて保護されるべき人とは、

一. 国際的な武力紛争においては、ジュネーヴ諸条約並

びに同第一追加議定書(本法附則)にいう保護され

る人、とりわけ、傷者、病者、難船者、捕虜及び文

民、

二. 非国際的な武力紛争においては、傷者、病者、難船

者及び敵対行為に直接参加しておらず、かつ、敵対

する紛争当事者の権力内にある者、

三. 国際的な及び非国際的な武力紛争においては、武器

を放棄し、又はその他の態様で防衛の手段をもはや

持たない軍隊の構成員及び敵対する紛争当事者の戦

闘者

をいう。

第九条 所有権及びその他の権利に対する戦争犯罪

(一) 国際的な又は非国際的な武力紛争との関連において、略奪を行い、又は武力紛争の必要性から要求されることなく、敵対する紛争当事者の物であつて、自らが属する紛争当事者の支配に服するものを、国際法に違反して、著しく大規模に破壊し、徴発し、又は押収した者は、一年以上一〇年以下の自由刑に処する。

(二) 国際的な武力紛争との関連において、敵対する紛争当事者の構成員の全部又は本質的な一部の権利及び訴権が消滅し、停止され、又は裁判所において受理されないことを国際法に違反して命令した者は、一年以上一〇年以下の自由刑に処する。

第一〇条 人道的活動及び徽章に対する戦争犯罪

(一) 国際的な又は非国際的な武力紛争との関連において、一、国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、物品、組織又は車両であつて、国際人道法の下で文民又は民有用物に与えられる保護を受ける権利を有するものを攻撃した者、又は二、ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章を国際人道法に

従つて装着している要員、建物、物品、医療組織又は医療用輸送手段を攻撃した者は、三年以上の自由刑に処する。犯情があまり重くない事は、特に、攻撃が軍事的な手段によつてなされていない場合には、一年以上の自由刑を科する。

(二) 国際的な又は非国際的な武力紛争との関連において、ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章、休戦旗又は敵の若しくは国際連合の旗、軍隊の記章若しくは制服を不適正に使用し、よつて人を死亡させ、又は重い傷害（刑法典第二二六条）を加えた者は、五年以上の自由刑に処する。

第一一条 禁止された戦闘方法による戦争犯罪

(一) 国際的な又は非国際的な武力紛争との関連において、一、文民たる住民それ自体又は敵対行為に直接参加していない個々の文民に向けて、軍事的な手段を用いて攻撃した者、二、民有用物、とりわけ、宗教、教育、芸術、科学若しくは慈善のために供される建物、歴史的建造物、病院及び傷病者の収容所、防衛されていない都市、町村、住居若しくは建物又は非武装地帯並びに危険な力を内蔵する工作物及び施設が国際人道法によつてそれ

自体として保護されている限り、それに向けて、軍事的な手段を用いて攻撃した者、

三、 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益全体との比較において、攻撃が文民の死若しくは傷害又は民衆の損傷を過度に引き起こすことが確実であると予期しながら、軍事的な手段を用いて攻撃を行った者、

四、 国際人道法に基づいて保護されるべき人を、敵が特定の目標に対して軍事行動をとることを妨げるために、盾として利用した者、

五、 戦闘の方法として、文民から生存に必要不可欠な物品を剥奪することにより、又は国際人道法に違反して救済品の分配を妨げることにより、文民の飢餓の状態を利用した者、

六、 指揮官として、助命しないことを命令し、又はその旨脅迫した者、又は

七、 敵対する軍隊の構成員又は敵対する紛争当事者の戦闘者を背信的に殺害し、又は負傷させた者

は、三年以上の自由刑に処する。第二号のうち、犯情があまり重くない事案では、一年以上の自由刑を科する。

(二) 行為者が、第一項第一号から第六号までの行為に

よって、文民又は国際人道法に基づいて保護されるべき人死亡させ、又は重い傷害（刑法典第二二六条）を加えた場合には、五年以上の自由刑に処する。行為者が故意に死をもたらした場合には、終身自由刑又は一〇年以上の自由刑を科する。

(三) 国際的な武力紛争との関連において、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益全体との比較において、自然環境に対する広範、長期的かつ重い害を過度に引き起こすことが確実であると予期しながら、軍事的な手段を用いて攻撃を行った者は、三年以上の自由刑に処する。

第一二条 禁止された戦闘手段の使用による戦争犯罪

(一) 国際的な又は非国際的な武力紛争との関連において、

一、毒物又は毒を施した兵器を使用した者、

二、生物兵器又は化学兵器を使用した者、又は

三、人体内において容易に展開し、又は扁平となる弾丸、

特に外包が硬い弾丸であって、その外包が弾芯を全面的には被覆しておらず、又はその外包に切込みが

施されたものを使用した者

は、三年以上の自由刑に処する。

(二) 行為者が、第一項の行為によって、文民又は国際人

道法に基づいて保護されるべき人を死亡させ、又は重い傷害（刑法典第二二六条）を加えた場合には、五年以上の自由刑に処する。行為者が故意に死をもたらした場合には、終身自由刑又は一〇年以上の自由刑を科する。

第三節 侵略犯罪

第一三条 侵略犯罪

(一) 侵略戦争を実行し、又はその性質、重大性及び規模により国際連合憲章の明白な違反を構成するその他の侵略行為を行った者は、終身自由刑に処する。

(二) 侵略戦争又は第一項にいうその他の侵略行為を計画し、準備し、又は開始した者は、終身自由刑又は一〇年以上の自由刑に処する。第一文の行為は、

一、 侵略戦争が実行され、又はその他の侵略行為が行われた場合、又は

二、 かかる行為によって、侵略戦争若しくはその他の侵略行為の危険がドイツ連邦共和国に対してもたらされている場合

にのみ可罰的である。
(三) 侵略行為とは、国による〔他の〕国の主権、領土保

全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合憲章と両立しないその他の方法による武力の行使をいう。

(四) 第一項及び第二項の行為については、国の政治的又は軍事的行動を支配し、又は指揮する実質的な地位にある者のみが関与者たり得る。

(五) 第二項のうち、犯情があまり重くない事案では、五年以上の自由刑を科する。

第四節 その他の犯罪行為

第一四条 監督義務の違反

(一) 故意又は過失により、自己の指揮又は実質的な管理の下にある部下を適切に監督しなかった軍の指揮官は、その部下がこの法律に定める行為を行ったときであつて、その行為が差し迫っていることがその指揮官にとって認識可能であり、かつ、これを防止し得たときには、監督義務の違反に基づいて処罰する。

(二) 故意又は過失により、自己の権限又は実質的な管理の下にある部下を適切に監督しなかった文民の上官は、その部下がこの法律に定める行為を行ったときであつて、その行為が差し迫っていることがその上官にとって容易に認

識可能であり、かつ、これを防止し得たときには、監督義務の違反に基づいて処罰する。

(三) 第四条第二項の規定は、準用する。

(四) 故意による監督義務違反は、五年以下の自由刑に処し、過失による監督義務違反は、三年以下の自由刑に処する。

第五條 犯罪の通報の懈怠

(一) 部下が行ったこの法律に定める行為を、そのような行為の捜査又は訴追を所管する当局に対して遅滞なく通知しなかった軍の指揮官又は文民の上官は、五年以下の自由刑に処する。

(二) 第四条第二項の規定は、準用する。

附則（第八條第六項第一号）

この法律にいうジュネーヴ諸条約とは、

・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ第一条約

(BGBl. 1954 II S. 781, 783)

・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ第二条

約 (BGBl. 1954 II S. 781, 813)

・ 捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ第三条約 (BGBl. 1954 II S. 781, 838)、及び

・ 戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ第四条約 (BGBl. 1954 II S. 781, 917)

を指す。

この法律にいう第一追加議定書とは、

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する千九百七十七年六月八日の追加議定書（議定書Ⅰ） (BGBl. 1990 II S. 1550, 1551)

を指す。

刑法典（抄訳）

各則第一章第一節 平和に対する反逆、内乱及び民主主義的法治国家の危殆化

第八〇条 削除（侵略戦争の予備）

第八〇条 a 侵略犯罪の挑発

この法律の場所的適用範囲において、公然と、集会で、又

は文書（第一条第三項）⁽¹⁾の頒布により、侵略犯罪（国際刑法典第一条）を挑発した者は、三月以上五年以下の自由刑に処する。

刑事訴訟法（抄訳）

第五三条 f 国際刑法典に基づく犯罪行為の場合の不訴追

(一) 検察官は、第一五三条 c 第一項第一号及び第二号の 事案において、国際刑法典第六条から第一五三条に基づいて 可罰的である行為に関して、被疑者が国内に所在しておらず、かつその所在も見込まれない場合には、訴追を行わないことができる。ただし、第一五三条 c 第一項第一号の 事案において、被疑者がドイツ国民である場合には、その行為が、国際的な裁判所において訴追され、又は自国の領域においてその行為が行われ、若しくは自国民がその行為によって被害を受けた国によって訴追されるときに限り、訴追を行わないことができる。

(二) 検察官は、第一五三条 c 第一項第一号及び第二号の 事案において、国際刑法典第六条から第一二条、第一四条 および 第一五三条 に基づいて可罰的である行為に関して、特

に、

- 一. 嫌疑がドイツ国民に対して向けられておらず、
- 二. その行為がドイツ国民に対して行われておらず、
- 三. その行為に係る被疑者が国内に滞在しておらず、かつ、その滞在も見込まれず、かつ

四. その行為が、国際的な裁判所において訴追され、又は自国の領域においてその行為が行われ、自国民がその行為に係る被疑者であり、若しくは自国民がその行為によって被害を受けた国によって訴追される場合

には、訴追を行わないことができる。

国外で行った行為を理由として嫌疑をかけられている外国人がドイツ国内に滞在しているが、第一文第二号及び第四号の要件が充足され、かつ、国際的な裁判所への移送又は訴追を行う国への引渡しが許容され、かつ、企図されている場合についても、第一文と同様とする。

(三) 第一項又は第二項の事案であつて、公訴がすでに提起されている場合には、検察官は、手続のどの段階においても公訴を取り消し、手続を打ち切ることができる。

- (1) Völkerstrafgesetzbuch vom 26. Juni 2002 (BGBl. I S. 2254), das durch Artikel 1 des Gesetzes vom 22. Dezember 2016 (BGBl. I S. 3150) geändert worden ist、
お、同法典に関する信頼に足る全訳は「誤訳の多う「誤訳」のよんな類を除く」これらひ公刊されなう。
(2) Gesetz zur Einführung des Völkerstrafgesetzbuches vom 26. Juni 2002 (BGBl. I S. 2254).
- (3) Gesetz zur Änderung des Völkerstrafgesetzbuches vom 22. Dezember 2016 (BGBl. I S. 3150).
- (4) Strafgesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. November 1998 (BGBl. I S. 3322), das zuletzt durch Artikel 2 Absatz 4 des Gesetzes vom 22. Dezember 2016 (BGBl. I S. 3150) geändert worden ist.
- (5) Strafprozessordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 7. April 1987 (BGBl. I S. 1074, 1319), die zuletzt durch Artikel 3 Absatz 5 des Gesetzes vom 23. Dezember 2016 (BGBl. I S. 3346) geändert worden ist.
- (6) ICC 規程 (英文) は、ICC 公式HP へ参照可能。
<https://www.icc-cpi.int/resource-library/Documents/RS-Eng.pdf> (二〇一七年一月三日最終閲覧)。
- (7) 該当官報は、以下のURL へ参照可能(いずれも二〇一七年一月三日最終閲覧)。
https://www.bgbldc/xaver/bgbld/start.xav#_bgbld_%2F%2F%5B%40attr_id%3D%27bgbld200s1393b.pdf%27%5D_1483563653633 (BGBl. II 2000 S. 1393, 0s1393b.pdf%27%5D_1483563653633 (BGBl. II 2000 S. 1393, 1394. ICC 規程承認時): https://www.bgbldc/xaver/bgbld/start.xav#_bgbld_%2F%2F%5B%40attr_id%3D%27bgbld200s1393b.pdf%27%5D_1483563653633 (BGBl. II 2013 S. 139, 140, 143. 侵略犯罪などに関する規程改正承認時)。
- (8) 日本外務省による公定訳は、以下のURL へ参照可能。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/treaty/pdfs/treaty166_1.pdf (二〇一七年一月三日最終閲覧)。
- (9) 【訳者注】 不真正不作為犯の刑の裁量的減輕に関する規定。
- (10) 【訳者注】 犯情の重い傷害罪に関する規定。
- (11) 【訳者注】 「文書」に関する定義規定。
- (12) 【訳者注】 犯罪行為(ないしその共犯行為) が刑事訴訟法の場所的適用範囲外で行われた場合、および、外国人がドイツ国内にて外国の船舶または航空機において犯罪行為を行った場合に関する規定。